

## 第48回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成25年11月22日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰」

## 第48回大阪府環境審議会

平成25年11月22日

**司会（岡野課長補佐）** 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第48回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきますのは環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長、中村からご挨拶申し上げます。

**中村環境農林水産部長** 改めまして、大阪府環境農林水産部長の中村でございます。第48回大阪府環境審議会の開催に当たりまして、先生方には日ごろの御礼を含めまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、本日はご多忙のところご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、平素から、大阪府政、とりわけ環境行政につきまして格別のご理解、ご支援を賜っております。重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

府の環境行政を取り巻く直近のトピックスについて一、二触れさせていただきましたと存じますが、1つは前回、春の審議会のときにもご報告を申し上げましたが、今年初めから中国北京での大気汚染に端を発しまして、社会的にも随分とご心配、問題になりました微小粒子状物質、PM2.5についての取組みでございます。このことにつきましては府として常時監視をいたしておりまして、その結果を府のホームページで公表いたしておりますけれども、現在でも大気汚染防止法の政令委任を受けておられる市さんと連携をいたしまして、十分なモニタリングの体制はとれていると認識をいたしておりますが、府民の皆様より近いところのデータがあった方が、あるいはそういうことも確認できればというお声もございますので、さらなる増設に向けて取り組んでまいりたい、その努力、調整を今いたしているところでございます。

重ねまして、注意喚起につきましては、これは環境省さんの方で専門家会合

をおやりになって、その考え方を目安に府としてもこの春から注意喚起を府民の皆様へ一定濃度以上の場合には行うという取扱いをいたしているところでございます。

ご案内のとおり、これから濃度が高くなっていく時期にも差しかかりますため、ちょうど10月末に改めての注意の呼びかけと、春から呼びかけてまいっておりますので、現在、13万数千人余りの方々が登録をいただいておりますけれども、きちんと届くかということも含めまして、10月末にテスト配信をさせていただいたところでございます。システムとしては有効に作動しておりましたが、その後、登録なさった方が番号を変えておられたりとか、私どもから発信する番号について着信拒否のカテゴリーに入っていたりしたようなケースなどもございますので、そういった部分についての改めての呼びかけも含めて、この冬以降に備えての取組みをいたしているところでございます。

また、先日、環境省の専門家会合で、日中濃度が高くなった場合の注意喚起についても一定の先生方の中で考え方が示されたところでございます。近く、行政的に環境省の方から正式に通知のような形でその考え方が出てまいろうと認識をいたしておりますが、それを待った上で速やかに大阪府におきましても、昼間で濃度が高くなった場合についての注意喚起についても、重ねてそういう状態に至った場合は発信してまいるという予定で準備をいたしているところでございます。

委員の先生方にはPM2.5についてさまざま、また今後ともご見識に基づきましてご指導、ご助言を賜ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

もう1つは、後ほどその他事項の中で報告をさせていただきますが、大阪府におけるエネルギーの地産地消をぜひ進めてまいりたいということで、本審議会でもご答申を頂戴しまして、そういった考え方も取り込ませていただきまして、先般、おおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）という形で発表させていただきました。現在、さきの府議会、9月議会前半で議会の先生方からもご意見を頂戴し、間もなく府民の方々に対するパブリックコメントなども行いまして、よりさまざまなご意見を頂戴し、内容を充実させた上でその成案に向けて取り組んでまいりたい、私どもといたしましては、省エネルギーを含め

まして地方自治体の立場でできるエネルギーの地産地消の取組み、このプランに基づいて今後より一層進めてまいりたい、かように考えております。よろしくお願いを申し上げたいと存じております。

さて、本日の審議事項でございますが、1つは府民の健康影響の観点で、従来の認識を持って取り組むべきと私どもは考えております。石綿、アスベストの飛散防止対策について、春にご諮問をさせていただきました。その後、部会の方で4回にわたり精力的にご審議を賜っているところでございます。本日はそのご報告を頂戴いたしまして、本審議会の先生方にご議論いただき、おとりまとめをいただきますれば、その考え方に沿って行政として着実に具体化、施行してまいりたいと考えております。

そのほか、部会といたしましては、環境総合計画の部会、温暖化対策、水質、環境・みどり活動促進、リサイクル製品認定、温泉部会、各部会でさまざまこの間ご議論をいただいております。部会からの報告が7件ほどございます。このことについてもお聞き取りいただき、私どもに対しましてさまざまご意見を賜ればと考えているところでございます。

お忙しい中での2時間ばかりの審議でございますが、どうぞ実のあるものとなりますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。委員の先生方には、今後ともぜひとも私どもの環境行政に対しまして忌憚なきご意見、ご助言を賜ればと思っておりますので、審議に先立ちまして、平素の御礼を兼ねまして一言ご挨拶をさせていただきました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**司会** 次に、資料のご確認をさせていただきます。お手元にお配りしておるのでございますが、まず議事次第、その裏面でございますが、資料の一覧、それから配席表、さらに大阪府環境審議会委員名簿、別とじで環境審議会条例、それから委員、幹事の皆様には出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支出の手續に際しまして皆様の出席を確認できる書類が必要でございますので、大変お手数ではございますが、席上にご出席出席確認票にお名前を記入いただきたいと思います。ご記入いただいたものは、お帰りの際、お席の上に置いたままにさせていただければ幸いです。

続きまして、本日追加で配付をしております資料でございますが、その下に

あろうかと思えます。資料6-2でございます。これは事前に送付をさせていただいておりました資料からの差しかえでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。それから、一番下でございますけれども、おおさかエネルギー地産地消推進プランの素案についてでございます。これは議事の最後で簡単な報告をさせていただきます。その他の資料につきましては、事前にお送りをしておりますとおりでございます。資料の不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、5月に開催をさせていただきました第47回の審議会以降に新たにご就任いただいた委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、中野委員でございます。

中野委員　　よろしく申し上げます。

司会　　藤原委員でございます。

藤原委員　　よろしくお願ひいたします。

司会　　谷川委員でございます。

谷川委員　　よろしく申し上げます。

司会　　岡下委員でございます。

岡下委員　　はい、よろしくお願ひいたします。

司会　　前田委員でございます。

前田委員　　よろしくお願ひ申し上げます。

司会　　続きまして、ご本人は本日ご欠席でございますけれども、3名の臨時委員にご就任をいただいておりますので、ご紹介します。近畿農政局長の中村臨時委員、近畿地方整備局長の池内臨時委員、第五管区海上保安本部長の菅野臨時委員でございます。本日は、配席表にお名前をお書きさせていただいておりますけれども、代理の方にご出席をいただいております。

その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、配席表にお名前を書かせていただいておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。

なお、本日の出席委員でございますけれども、委員定数43名のうち30名の方にご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

**奥野会長** 皆様、こんにちは。奥野でございます。よろしくお願いいたします。

今日見ますと、たくさん案件がありますので、議事進行にご協力いただきたいと思います。

それでは、第1番目が審議事項になっております。先ほど案内がありましたように、本年5月、この前の47回の審議会で諮問をいただきまして、専門的に、かつ広い見地から検討が必要だということで部会を設置させていただきまして、これまで審議をいただきました。部会として一定のまとめをしていただきましたので、部会長の溝畑委員から報告いただきまして、ご審議いただきたいと思います。溝畑委員、よろしくお願いいたします。

**溝畑委員** 石綿飛散防止対策部会長の溝畑でございます。

大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策の検討結果について報告させていただきます。お手元のA3横長の資料1-1が部会報告の概要、A4資料1-2が部会報告です。資料1-1を用いて説明させていただきます。

まず、資料1の右上の（参考）審議経過をごらんください。

本年5月13日の前回審議会において、大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について諮問を受け、部会で検討することになったものです。部会では、大気汚染防止法と大阪府生活環境保全条例の現行制度及び改正法の概要並びに現行制度における施行状況をもとに、改正法と府条例の規定との整合性や石綿飛散防止に向けた運用上の課題を整理しました。石綿が使われている建築物等の解体等工事の手順を簡単にご説明しますと、まず、建材に石綿が使われているかどうかを調べる事前調査を行い、必要であれば届出を行い、飛散防止対策を講じ、作業や濃度の基準を遵守した上で工事を行う必要があります、行政は基準遵守等を立入検査等で確認するというものです。

これをご理解いただいた上で、資料1-1の左上の背景の欄をごらんください。

府は、石綿飛散防止対策について事前調査の実施、工事中の大気濃度測定の義務づけ及び敷地境界基準の遵守等について、条例で国に先んじて規制を実施

してきました。しかしながら、府内で不十分な事前調査による不適正な工事が確認されました。国は立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ等、石綿飛散防止対策のさらなる強化のため、今年6月21日に法を改正しました。改正後1年以内に施行されるものと聞いております。府では、これまで実施してきた石綿飛散防止対策を基本としまして、改正法と条例との整合を図りつつ、より効果的な石綿飛散防止対策を検討することになったものです。

次に、その右の、検討に当たっての基本的な考え方の欄をごらんください。

府における石綿飛散防止対策を検討するに当たって、府においてはこれまでに実施してきた石綿飛散防止対策を基本とし、改正法との整合を図るとともに、泉南地域で府民が石綿により健康被害を受けたことを重く受けとめ、部会では次の3本柱を基本的な考えとして掲げました。

1つ目の柱としては、原因者負担の原則を踏まえ、発注者等に一定の責任を負わせるというものです。原因者負担の原則とは、石綿の飛散を伴う可能性のある工事を発注する発注者も一定の責任を負うべきであるという考え方で、改正法に導入されました。条例においても、この国の方針に合わせて導入することが適当であると思います。

2つ目の柱としましては、石綿の有無を把握させるために事前調査を確実にかつ適正に実施させるというものです。これが今回の検討の最大の狙いです。先ほど申し上げましたとおり、もともと府では法に先んじて条例で事前調査を規定していましたが、施工者が「目視で事前調査をしました」と言えば、たとえそれが不十分であっても再調査をさせることはできませんでした。事前調査の成否が不適正な工事になるかならないかの分かれ目となるため、項目や様式をきめ細かく定めて、確実に実施させることとしました。

3つ目の柱としましては、府民の安全・安心のために情報を提供するというものです。石綿の健康被害については府民の関心も高く、目に見えないことから不安を感じていると思います。不適切な工事により最も影響を受けるのは周辺の府民であることから、事前調査の結果を掲示させることや工事現場に備えさせ、必要な情報の提供を求めることとしました。

左の大きな枠内をごらんください。

第1、現行制度と課題とありまして、1の現行制度についてですが、現行の

大阪府における石綿飛散防止対策の制度は、法の規制に加え、条例独自の制度（対象建築材料の拡大、事前調査の義務づけ、敷地境界基準の設定等）を設けて総合的な取組みを講じています。

2の課題について、事前調査の信頼性の確保という観点から、適正な調査を実施させる必要があります。事前調査の手法、調査の項目を定め、調査結果の記録、保存等をさせるというものです。

次に、法改正に伴う事前調査の義務づけ、届出義務者の変更、それに伴う事前調査結果の発注者への説明について、法と条例の整合を図る必要があります。また、条例の敷地境界での大気濃度測定義務の考え方を整理する必要があります。さらに、改正法が対象とする報告徴収及び立入検査の範囲の考え方を整理する必要があります、基本的な考え方も掲げていますが、府民の安全・安心のために情報を提供する必要があります。

これらの課題解決に向けた検討結果として、第2に検討結果を掲げております。検討結果として掲げている箇条書きの文頭に◎、○、☆の記号をつけております。これらの凡例を左下の囲みの中に示しております。◎は法改正に伴う法と条例の整合を図るもの、○は、法改正に関わらず、条例で定めのあるこれまでの対策を継続するもの、☆は中央上部の検討に当たっての基本的な考え方による条例独自の対策をあらわしています。

1の発注者の主体的な関与をごらんください。費用負担者として契約上優位な立場にある発注者が、施工者にできるだけ低額、短期間の工事を求め、施工者がこれに従わざるを得ず、そのことが不適切な工事を引き起こすおそれがあります。この問題を解消するために改正された法の考え方に合わせ、条例においても法と同様の規定が必要であるとしました。

まず、届出の義務者を施工者から発注者等に変更することとしました。次に、施工者が実施した事前調査の結果が発注者に適切に伝えなければならない、届出がされなかった場合に発注者の責任を問うことができないことから、施工者の書面の交付により事前調査結果の発注者への説明を義務づけることとしました。また、発注者に工期や工事費等について基準遵守を妨げる契約事項を排除するようにしなければならないこととしました。

2、事前調査をごらんください。事前調査方法の明確化についてですが、事

前調査については、現行条例では設計図書の確認、目視または分析により実施するよう規定しておりますが、具体的な調査方法は規定しておりません。調査者によって差異が生じないように確実な調査を行わせるために、言いかえれば、いずれの施工者に発注しても同レベルの事前調査ができるよう、調査の方法や項目を明確に提示することとしました。

次に、(2) 事前調査結果の届出書への添付等についてですが、事前調査の結果を確認した上で届出内容の妥当性を判断するため、条例において法の届出書への調査結果の添付を義務づけることとしました。また、届出の要否に関わらず事前調査結果を確認できるよう、全ての工事において調査結果の保存を義務づけることとしました。

続いて、(3) 事前調査結果の表示等についてですが、現行条例では全ての解体等作業について掲示板を設置することにより事前調査結果の表示を行うこととされています。周辺住民への周知のため、事前調査結果の表示を継続することとしました。周辺住民等から求めがあった場合に開示できるようにするため、解体等工事の現場に事前調査結果の備えつけを義務づけることとしました。

右の大きな枠内をごらんください。

(4) 事前調査等が不十分である場合における対応の強化とありまして、①の施工者への対応についてですが、現行条例では事前調査を実施しない場合は規定がありますが、事前調査が不十分であった場合、勧告等の規定がありません。調査が不十分な場合も、事前調査を実施していない場合と同様、十分な飛散防止措置がとられないことによる不適切な工事が行われる可能性があるため、この場合も勧告できることとしました。

なお、事前調査が不十分な場合とは、左側の枠内の2、事前調査、(1)の事前調査方法の明確化で定めている調査の方法や項目が満たされていない場合のことです。

②の発注者への対応についてですが、施工者に勧告を行った場合、または勧告に従わず工事の一時停止を命じた場合、その旨を発注者に通知し、是正を協力させることとしました。

次いで、(5) 除外規定の設定とありまして、①の法と条例の整合についてですが、法では明らかに石綿が使われていない工事については事前調査の実施義

務の適用を除外しています。これは平成18年9月に石綿製品の製造や使用が禁止されたことから、それ以降に建造された建築物には石綿が使われていないためです。条例の対象になる工事についても、法と整合するように適用を除外することとしました。

次の②の住民への情報提供についてですが、条例に定めのあるとおり、周辺住民の不安解消のため、全ての工事で石綿の有無の表示の義務づけを継続することとしました。

一方、法の規定では、①で申し上げたとおり、明らかに石綿が使われていない建築物等の場合、事前調査を実施しないことから、事前調査の結果についても表示されません。その場合、石綿が使われているにも関わらず表示をしていないのか、事前調査の実施が除外されたから表示していないのかわかりません。明らかに石綿が使われていない工事であっても表示を除外しない、言い換えれば、事前調査の実施が除外された工事であっても表示することとしました。

3の大気濃度測定をごらんください。現行条例では、全ての解体等工事に対して敷地境界基準を設定することとともに、法対象の工事については石綿の使用面積が50平方メートル以上の場合には敷地境界での大気濃度測定を義務づけています。リスク管理の観点から、敷地境界基準（大気濃度1リットルにつき10本）と測定義務を現行のとおり継続することとしました。風向きによって石綿濃度に差が出る可能性があることから、作業中は従前どおり4方向の敷地境界で測定し、現行のとおり測定結果の保存義務を継続することとしました。

4、報告徴収をごらんください。現行条例では、施工者に対し事前調査、作業の実施状況等について報告を求めることができます。法では施工者に対し作業の状況について報告を求めることができ、さらに法と同様に、新たに発注者に建築物等の状況について報告徴収ができるように規定することが必要としました。また、条例の施工者への作業状況の報告徴収権限を継続することとしました。

5、立入検査をごらんください。発注者には届出義務者としての責務があるとともに、事前調査に必要な書類を保管していることから、新たに発注者の事務所等へ立入検査ができるよう規定することが必要としました。施工者には事前調査の実施義務者としての責務があることから、引き続き施工者の事務所等

への立入権限を継続することとしました。

6、その他をごらんください。まず、石綿含有成形板の規制についてですが、法対象の建築材料に加え、条例独自で規制対象としているスレート板等の石綿含有成形板は、使用総量が多いことに加え、適切な飛散防止対策を採らずに建設重機で解体した場合に石綿が飛散するおそれがあることから、引き続き条例による石綿含有成形板の規制を継続することとしました。

次に、石綿製品の製造施設については、府内に現存しません。また、石綿の製造等が平成24年3月から全面禁止されたため、新規に設置されることもありません。現行条例の石綿製品製造施設に関する規制の廃止が適当です。さらに、府民の安心・安全のため、石綿飛散防止対策の情報提供及び普及啓発を規定することが適当です。

最後に、関係機関との連携ですが、石綿飛散防止対策については関連する法令や所管部署が多岐にわたることから、各行政機関が相互に協力して対策を実施することが重要と考えております。

大まかですが、部会報告は以上でございます。

**奥野会長** ありがとうございます。5月の諮問以来、部会におかれましては精力的に、短期間の間に報告をまとめていただきまして、特に1－1のようにわかりやすくまとめていただきましたこと、委員の皆様にも感謝申し上げたいと思います。

それでは、皆様にご質問、あるいはご意見、何かコメントがございましたら、よろしくお願ひします。ございませんでしょうか。

国の改正に整合をとりつつということですが、趣旨としては、大阪府は結構厳しくやってきたという事実があって、今回のこれを見ても法令にないところまで踏み込んでやっているとは私は理解していますので、そのスピリットは継続しているわけですが、何かお気づきの点、あるいはご質問があれば、よろしいでしょうか。

もし何もなければ、部会でこれだけきっちりまとめていただきましたので、本審議会の答申としてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥野会長** ありがとうございます。そしたら、この部会報告をもって本審議会

の答申にさせていただきます。ありがとうございました。

審議事項はこの1件でございまして、あとはずっと報告になるんですが、最初の2つはちょっと時間をかけてもいいんですが、その後は少しずつコンパクトにお願いしておきたいと思います。

まず、環境総合計画の進行管理につきまして、部会長が休みなので、すみません。

**石井委員** 部会長代理を務めております石井でございます。よろしくお願いたします。

まず最初に、大阪府の方からですけれども、環境の状況につきましてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**南部環境農林水産総務課長** 環境農林水産総務課の南部でございます。

私から、今の部会長代理がお示しをいただきました資料番号2-1にございます、おおさかの環境の状況の概要を中心に、前のスクリーンでご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、大気の状況でございます。左のグラフ、二酸化窒素濃度、右のグラフ、浮遊粒子状物質濃度とも年平均値は改善傾向にございます。また、全ての測定局で環境保全目標を達成しております。

なお、冒頭、部長の挨拶にもありましたが、微小粒子状物質、PM2.5につきましては、環境保全目標の達成は33局中1局のみで、厳しい状況となっております。

次に、水質の状況でございます。上のグラフは河川の水質でございますが、おおむね改善傾向にございますが、下のグラフ、海域の水質は横ばい傾向が続いてございます。

化学物質の状況でございます。まず左のグラフ、ダイオキシン類についてですが、廃棄物焼却炉の対策が進んだことにより、府内の排出量は近年、大幅に減少しております。右のグラフでございますが、化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、いわゆるP R T R法の対象となっている化学物質については、その排出量は減少傾向となっております。

次に、地球温暖化関係でございます。グラフの右端、2011年度の温室効果ガスの排出量は5,516万トンでございます。基準年がグラフの左端、1990年度と比

べまして6.7%減少しております。しかしながら、原発停止後の火力発電量の増大に伴いまして、電力のCO<sub>2</sub>排出係数の増加により、前年度、2010年度と比べますと大幅に増加をしている状況でございます。

太陽光発電の導入状況でございます。年々増加の傾向でございます。グラフの右端、2012年度末現在で合計約25万キロワットとなっております。これは前年度、2011年度と比べますと約40%の増加となっているところでございます。

次に、廃棄物・リサイクルの状況でございます。一般廃棄物について、2011年度の1人1日当たりの排出量でございますが、いまだ1,085グラムと全国平均を上回っている状況でございます。しかしながら、グラフで見いただきますように、全国平均を上回るペースで減少はしているところでございます。

最後のグラフでございます。産業廃棄物についてでございますが、排出量全体の低下に伴いまして、減量化やリサイクルの推進に伴い、2010年度の最終処分量は約47万トンとなっており、2005年度と比較して30%減少しております。

以上、おおさかの環境の状況についてご報告いたしました。よろしく願いいたします。

**石井委員**      ありがとうございます。

では続きまして、大阪21世紀の新環境総合計画について、環境総合計画部会で点検評価を行った結果についてご報告いたします。

資料の2-3をごらんください。平成24年度の環境の状況の概要につきましては、ただいまご説明があったとおりです。資料の2-3ですけれども、部会において行いました点検評価の概要になっています。もう1つ、資料の2-4がございますけれども、これが詳細な点検評価の結果となっております。本日は時間もありませんので、資料2-3を使って報告させていただきます。

平成23年3月に大阪府が策定いたしました大阪21世紀の新環境総合計画におきましては、毎年度のPDCAサイクルと、そこに図がついておりますけれども、3から4年の複数年ごとのPDCAサイクルで進行管理を行うこととしております。

資料の左下でございますように、今年度は平成25年8月7日に環境総合部会を開催いたしました。ここで、平成24年度の環境に関して講じた施策について毎年度サイクルの点検評価を行ったところです。この部会では、主な施策事業

の年度ごとの取組指標の達成状況と改善の方向性について議論しますとともに、今後の点検評価方法に関する検討事項などについてもあわせて議論しております。また、重点的な点検評価としまして、今回は健康で安心して暮らせる社会の構築の分野、すなわち大気環境、水環境、化学物質のリスク管理を対象とした検討も行っております。

では、右側の面をごらんください。これが概要でございますけれども、全般事項として、点検評価の方法についてまず検討を行いました。

まず、施策事業の目標、指標につきましては、事業の効果をより明確に把握できる目標や指標の設定に努めるべきであるという意見が出ました。把握が難しい事業もあるんですが、府において引き続き検討を進めるという回答がございました。また、一部の施策事業で、府のインターネットモニターアンケートを実施しております。意識調査の結果を指標とするというケースがあるんですが、調査手法の制約などに配慮してデータを解釈すべきというご指摘がありました。

そのほか、重要な施策事業の位置づけ、それから外部経済効果も含めた施策効果の把握などについても意見が出され、それらは26年度に実施される複数年サイクルの点検評価の際に具体的に検討していくこととなりました。

次に、個別の施策事業について点検評価を行いました。全般的に施策事業は適切に自己点検がなされており、おおむね順調に進んでいるということが認められました。

主な意見等といたしましては、事業者の温室効果ガス排出量について、実際の温室効果ガス排出量をあらかず環境省のガイドラインの係数による値、それから事業者の対策効果を判断するための固定した係数による値、この2通りを示すべきではないかという意見がありました。これにつきましては府から、今後は可能な限り2通りの値を示すという回答が得られております。

また、重点的な項目ですけれども、健康で安心して暮らせる社会の構築の分野の大気環境、水環境、化学物質のリスク管理につきまして評価を行いました。

まず、大気環境についてですけれども、主な意見として、今後の自動車排ガス対策として、量的管理の必要性について意見がございました。これについては府から、流入車規制の継続に加えてエコカーの普及、あるいは交通需要の調

整・低減などに引き続いて取り組んでいくという回答がございました。

水環境ですけれども、大阪湾の貧酸素水塊の改善のための対策について意見がありました。これにつきましては府から、陸域からの流入負荷量の低減、それから海域でのくぼ地の埋め戻し等の対策によって改善を図るという回答がございました。

化学物質のリスク管理につきましては、化学物質の排出量の低減が生産活動の低下の影響ではなく排出削減対策を行ったことによるものかどうか、これを評価すべきという意見がございました。これについて府から、府条例に基づき把握している化学物質の取扱量の情報から、各事業者の排出削減の取組状況を把握して、必要に応じて指導を行っているという回答がありました。また、今後、事業者の取組状況を評価するために、化学物質の取扱量に対する排出量の比率などの指標を使いまして検討しましょうと、このような回答がありました。

その他、部会では多くの意見がございましたが、その内容と府の対応につきましては、先ほど申しました資料2-4に示してございます。

点検評価結果については、府において次年度以降の施策事業の内容に反映することとされています。このような形で環境総合計画部会における大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果を取りまとめております。

部会報告は以上です。

**奥野会長** ありがとうございます。部会からの報告を感謝申し上げます。

それでは、ただいまのご説明、2つといたしますか、大阪府の環境の状況と、それから主な話題はその点検評価なんですけど、何かご質問、あるいはご意見はございませんでしょうか。

2-1の資料はおおさかの環境の概略を示していただいているところでして、これを見て大体、おおさかの環境はこういう状況だということで、部会の話題は2-3に、詳しくは2-4ということで、年度サイクルで評価する場合にどうしていったらいいか、すごく難しい問題なんですけど、これに部会にチャレンジしていただいていると。

一言で言うと、私の理解としては、環境って1年ごとに、PDCAと絵が描いていきますけど、それだけでやっているとあっちへ行ったりこっちへ行ったりするかもしれません。ですから、もうちょっと長い目で、1年度ずつサイクル

するのがもうちょっと長期的にどこへ行くかと、この2つをやらないといけな  
いというのが、一言で言うとそういうことですね、石井先生。

**石井委員** 難しいことを振られてしまいました、そういうことだと思います。  
例えば電車の運行でしたら、どのようにダイヤが動くのでどんなふうに電車を  
やりくりするかと、そういう単年度細かい問題と、実際にどういう路線をつく  
るかとか、そういう大きな問題は2つあるわけですし、その2つを両方合わせ  
てやっているということです。

**奥野会長** その趣旨でまとめていただいていると私は思いますので、引き続き  
お願いしたいと思います。

ほか、何かお気づきの点はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次の話題に移らせていただきます。次は、大阪府地球温暖化、今  
度は地球温暖化対策実行計画の進捗状況、こちらは水野先生、お願いします。

**水野委員** それでは、報告させていただきます。

去る8月19日に温暖化対策部会を開催いたしまして、大阪府地球温暖化対策  
実行計画（以降、実行計画と略させていただきます）、これの進行管理と大阪府  
温暖化の防止等に関する条例（以降、温暖化防止条例と略します）、これにより  
ます顕彰の実施に関することにつきまして審議を行いましたので、報告させて  
いただきます。

資料3-2、温暖化対策部会の概要というところをごらんください。

4番目に議事書に書いてありますが、その（1）、最初の議題は大阪府域にお  
ける2011年度の温室効果ガス排出量についてということでございます。

この実行計画は昨年3月に策定されておまして、目標としては2014年度  
までに温室効果ガス排出量を基準年度比で15%削減するとしております。その  
下の進捗状況というところにありますように、2011年度の排出量は4,954万トン、  
基準年度比で16.2%減少しているということでございます。また、前年度比で  
は2.0%の減少となっています。これは、家庭や業務部門における節電による電  
力消費の減少が主な原因と考えられます。

先ほどの議題のところ、二酸化炭素の排出量が増えているというデータが出  
ておりましたが、これは実行計画の性格で、実行計画を立てるときには東日本  
大震災以降に電源構成が非常に不明確になったということから、評価に当たっ

ては2008年度の電気の排出係数で排出係数を固定して、需要側がどうなっているのか、デマンドサイドといいます、そちらがどれくらい改善されたかを評価していこうということになっております。今私が述べましたそこに書いてある数値は、この算定方法によるものでございます。

ちなみに、次の丸に書いておりますが、関西電力の各年度の実排出係数を用いて算出しますと、一番下に書いておりますが、これが先ほどパワーポイントで出されたデータでございますが、5,516万トンとなりまして、これは基準年度比6.7%の減少になります。前年度比では15.3%の増加という結果となっております。これは言うまでもなく、火力発電の比率が大幅に増加した結果でございます。

今の説明の詳細につきまして、2ページ目のグラフと表をごらんください。

まず、上段のグラフですが、棒グラフが何本かありますが、これは基準年度である1990年度と、それから2008年度から2011年度までの毎年度の温室効果ガスの排出量を示したものでございます。ここに2009年度からは棒が2本立っておりますが、2つのケースで、1つは電気の排出係数を固定した場合、これが左側でございます。それと、各年度の排出係数で算定した場合が右側でございます。それから、折れ線グラフを描いておりますが、これは関西電力の各年度の電気の排出係数の推移を示しております。目盛りは、その場合は右側なんです、電気の排出係数は2011年度に前年、2010年度の1.45倍になっております。この結果、実排出量は増加しておりまして、先ほど紹介した数値となっております。排出係数を固定するというやり方では計画目標は達成できておりますが、実排出量はこのような数値でございまして、これは課題でございます。

それから、下の表は産業や業務、家庭という、各部門別の温室効果ガス排出量の推移を示しております。表のうちの産業、運輸、民生家庭、それから民生業務、この部門に関しましては、2009年度以降が2段書きになっておりますが、上段が先ほどの排出係数を固定した場合、下段の少し色塗りしておりますところが各年度の排出係数の値を用いた場合でございます。傾向的には、各部門の、例えば排出係数固定のところで見いただきますと、2008年度からの動向として、産業部門は横ばいになっております。それから、運輸部門は明らかな減少を示しております。民生家庭と民生業務は横ばいから少し減少という形になっ

ております。ですから、一番右側にありますように、基準年度からの増減を考えた場合に、民生家庭と民生業務はともに45%ぐらいの大きな増加をしている部門でございます。この両部門で横ばいから微減というのは好ましい経過と考えられます。

次に、3ページ目をごらんください。

ここには温室効果ガス排出量に関しまして、各委員からあった主な意見と府の回答の概要を記載しております。詳細の説明は省略させていただきます。3ページが一番下にまとめがありますが、特に排出量の算出値に対して問題は認められなかったということから、この数値で確定するということにいたしました。

次に、4ページからでございますが、(2)の実行計画の進捗状況についてでございます。

4ページから5ページ目にかけて、実行計画に掲げた個別目標の進捗状況を3つに分けて、①は既に達成または達成見込みのもの、これが4ページから5ページの頭を書いてあります。それから、②が達成が困難なもの、③が達成できるか現時点では判断しかねるもの、この3つに分類しまして評価を行いました。このうち5ページの中段にあります②達成が困難なものにつきまして、少し説明させていただきます。

まず、見える化の取組世帯が一番上の表の3つのところがございますが、これは環境家計簿の取組世帯数でございます。これが9,155世帯から6,982世帯に減少しております。これは大阪市内の取組世帯が大幅に減少したということによるものです。

また、2番目の、一番下の間伐の実施面積が大幅に減少しておりますが、これは間伐の促進のための国の補助事業につきまして、制度の見直しがございました。その結果、補助の採択要件が変更されたことが大きな原因となっております。

6ページ目からは、実行計画実施につきまして委員から出されました主な意見を書いております。代表的なものを少し挙げますと、先ほどの環境家計簿について、推進のための意見が多く出されております。また、見える化ということにつきまして、指標としてスマートメーターの設置数が上がっておりますが、

メーターの設置だけでは不十分であって、電力消費を「見える化」している件数などがわかるようにすべきという要望がございました。

また、7ページ目の終わりの方でございますが、部会当日の資料では個別目標ごとに関連施策と事業の名前と予算額がございましたが、そこにも書いておりますように、予算額がゼロのものが非常にたくさんあって、委員から、対策を実施していないのかという指摘等がございました。この点につきましては府の方から、予算のない中で府の大阪府みどり公社や府立環境農林水産総合研究所と連携して事業を実際していることとか、民間事業者と協働して普及啓発活動をしているという回答がございました。しかしながら、全体として実際している対策内容がわかりにくいことから、資料の様式とか内容を工夫すべきということが指示されております。

次に、8ページ目をごらんください。

(3)のおおさかストップ温暖化賞についてでございます。これは、優れた模範となる取組みをした事業者を顕彰する制度でございます。そこに現状からの変更案がございましたが、これまでの受賞対象は温暖化防止条例の特定事業者に限られておりましたが、中小事業者も含めた府内の事業者全てを対象として公募形式にするという提案がございました。

また、賞については、これまでも大阪府知事賞と優秀賞の2つが設けられておりましたが、知事賞は優秀賞を過去に受賞していることが要件でございました。これを当該年度に最も優れた取組みを実施した事業者が受賞できるように変更することとともに、特別賞を新しく設けまして、その一番下に書いておりますが、当面は節電賞ということにするという案が示されました。委員からは、応募の最低基準を設定すべきとか、公募だけではなくて府からの推薦の余地を残しておくとか、中小事業者へ配慮するということに対して意見がございました。これを受けまして、委員から別途意見聴取した上で実施するという条件で変更案を了承しております。

最後に、(4)の今後の予定ですが、来年1月中旬におおさかストップ温暖化賞の選考のために部会を開催する予定になっております。

ちょっと細かいところまで入りましたが、温暖化対策部会からの報告は以上でございます。

**奥野会長**      ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告、説明に対しまして、温暖化対策の件で何かご質問、あるいは意見、ございませんでしょうか。

これもかなり難しい、こういう環境の問題で数値を上げて、それでどうかというのはかなり厳しいというか、難しいところなんですけれども、でも整理していただいたように、達成が困難なものというのは1個しかないんですかね。もう1つは、国の政策が変わったからというのはわかりやすいですけど。

ほかに何かお気づきの点とか、ご質問ございませんか。

府の行政でやっていることを部会でかなり、ここはどうなんだということを実際に報告していただいたので、なるほどなという感じはしますが。

何か皆さんの方からあれば。

**富田委員**      環境家計簿の指摘事項で、2011年度から2012年度にかけて大幅に減少していると。それは何でかというところの回答で、大阪市内の取組世帯数が大幅に減ったためと、これは何で減ったんですか。大阪市内で減ったというのはわかるんですけど、どういうことですか。

**奥野会長**      これは府の方ですか、水野先生じゃなくて。

**水野委員**      情報は持っていますけど。

**奥野会長**      じゃ、水野先生から。

**水野委員**      私も詳しいことはわかりませんが、大阪市では2011年度までは民間団体に環境家計簿の取組みの依頼をやっていまして、大口の世帯数が参加していたと。その呼びかけ、依頼がなくなったということでございます。ですから、これはちょっと府の方から言えるかどうかわかりませんが、もうちょっと府の方でも力を入れて世帯数を増やす働きかけをするということでございます。

**奥野会長**      よろしいですか。先生、もうちょっと……。

**富田委員**      いや、いいです。わかりました、ありがとうございます。

**奥野会長**      府の方から何か、どうぞ。

**西村地球環境課長**      地球環境課長の西村でございます。

ただいま先生からご指摘がありましたのが実情ではございますけれども、府としましては、少しでも取り組んでいただけるように各市町村にも呼びかけはしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

**奥野会長** ほか、よろしいでしょうか。ほか、ありませんか。

**溝畑委員** 今議論になっているのは、いわゆる温暖化のガスですけど、ブラックカーボン（黒色微粒子）とかオゾンとかの二次影響の分については、ここの温暖化対策のところではあまり議論にはなっていないのでしょうか。

**水野委員** 現実には、それはミッションの中にとりあえず入っていないという認識で、それは議論しておりません。何かご指摘事項がありましたら。

**溝畑委員** 世界的に言ったら、むしろそっちの方が関心が高い問題だと思えますので、その辺がどこかで議論されないと、温暖化といたって、片一方だけの、いわゆる温室効果ガスだけではないということをやっぱり知ってもらわないといけないんじゃないかと思うんですけど。

**奥野会長** 事務局の方、どうですか。何かコメントありませんか。

**西村地球環境課長** とりあえず今の部会では先ほど部会長からありました関係のものをメインでやっているということでございますので、ご指摘のものにつきましては、また検討はさせていただきますけれども、基本的には今、部会のミッションとしてはCO<sub>2</sub>の対策等々についてどういう対策をとっていかうかということを中心にしておりますので、その点につきましてはまた留意していきたいと思っております。

**奥野会長** ということでよろしいでしょうか。

**溝畑委員** はい、結構です。

**奥野会長** 今後の1つの課題、この表を見てもその他とかと書いてまとめてあるんだけど、その中身もかなり、炭酸ガスだけではないというご指摘だと思うんですが。

ほか、何かご指摘ございませんか。よろしいでしょうか。

普通の皆さんの関心は炭酸ガスということに集中しているけど、今の溝畑先生のご指摘は、世界的なことを考えると、もうちょっとちゃんと違うこともと、そういうことですかね。それでよろしいですか。

では、ここは終わって次へ行きますでしょうか。次は、ほう素等排水基準に係る経過措置の見直し、これについて、これは津野先生ですかね、お願いいたします。

**津野委員** 水質部会長の津野でございます。

水質部会より、ほう素等の排出基準に係る経過措置の見直しについてご説明申し上げます。本案件は、7月8日に知事より諮問があり、水質部会で審議し、11月5日付で部会報告を取りまとめました。本案件につきましては、大阪府環境審議会条例に基づき、部会の決議が環境審議会の決議となります。そのため、11月5日付で答申となります。

それでは、ご説明申し上げます。資料4-2をごらんください。A3の横長の資料でございます。

まず最初に、これまでの排水基準の経緯について説明申し上げます。資料の左上の欄をごらんください。

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、この3つの項目は平成13年7月に水質汚濁防止法で有害物質に指定され、国の省令で排水基準が適用されました。また、平成14年4月には、水質汚濁防止法に基づく府の上乗せ条例や生活環境保全条例においても有害物質として排水基準を適用いたしました。その際、この排水基準を直ちに達成することが技術的に困難な業種につきましては、経過措置として暫定排水基準を設定しています。この経過措置につきましては、これまで3年ごとに見直しを行ってきました。当初は法、条例ともに40業種に暫定排水基準を適用していましたが、現在は水質汚濁防止法では13業種に、大阪府の条例では17業種にまで絞られております。

現在の上乗せ条例及び生活環境保全条例の経過措置は平成23年4月から適用が開始され、今年度末、すなわち平成26年3月末にその適用期限を迎えるため、今回、その見直しについて検討を行ったものであります。

次に、資料のその下の欄にあります経過措置の見直しに当たっての考え方についてご説明申し上げます。

考え方1から3については、上乗せ条例の対象事業場が立地する地域ごとの考え方を示したものです。考え方1は、上水道水源地域についての考え方で、水源の保護の観点から可能な限り早期に暫定排水基準を廃止するというものです。考え方2は、上水道水源地域以外の陸域についての考え方で、省令の暫定排水基準の見直しを踏まえ、暫定排水基準の強化、または継続を検討するというものであります。考え方3は、海域に放流する地域についての考え方で、陸

域と同様の基準を適用するというものであります。考え方4は、生活環境保全条例の対象事業場に対する考え方を示したものでありまして、法対象事業場と同様の基準を適用するというものであります。考え方5は、適用期間についての考え方で、期間の設定と適切な見直しが必要であるというものです。この基本的な考え方に沿って、省令の暫定排水基準の見直し内容や対象事業場の排水実態を踏まえ、暫定排水基準の見直しを検討いたしました。

資料の右半分の表は、暫定排水基準の見直し結果のうち、暫定排水基準を廃止するものと強化するものを記載したものです。なお、引き続き同じ暫定排水基準を適用するものについては、記載を省略させていただいております。

この表につきまして、一番上の表を例にして、表の見方について簡単にご説明申し上げます。この表は、上乗せ条例で上水道水源地域の事業場に適用する暫定排水基準の見直し内容を示したものです。上段に記載の畜産農業の事業場については、アンモニア等の暫定排水基準を900mg/Lから700mg/Lに強化することになります。また、下段の食料品製造業では、日平均排水量30m<sup>3</sup>以上の事業場につきましては、現在のアンモニア等の暫定排水基準は20mg/Lですが、これを廃止し、10mg/Lの上乗せ排水基準を適用することになります。このようにして、根拠条例ごとに地域、項目ごとの暫定排水基準の見直し結果についてまとめております。

この結果、上乗せ条例と生活環境保全条例で暫定排水基準を適用する業種数は、現在の17業種から15業種になります。また、適用期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間としております。

続きまして、少し地域についての変更を申し上げます。資料の左下に記載しておりますが、先ほど上水道水源地域につきましてはより厳しい状態であると申し上げましたが、府域の浄水場の表流水または伏流水等の取水状況を踏まえて、現行の15地域のうち1地域について縮小、1地域について解除いたします。これは浄水場等の統廃合に基づくものだという理解をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして、何かご質問、あるいはご指摘、ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

かなり専門的なところであれなんですけれども、大阪府域にこういうホウ素を使ったりそういうところがだんだん減ってきているわけですね。それに応じてこういう、厳しくしても、簡単に私の理解で言うと大丈夫と、そういう状況にだんだんなってきたという理解でいいですよ。

**津野委員** はい。それともう1つは、国の方の暫定見直しで、やはり技術上で大丈夫だと厳しくなっているのに横並びの分もございます。

**奥野会長** そういう状況だということで、この部会で審議いただきましたのは、先ほど先生おっしゃっていただいたんですが、部会での決議といたしますか、こういう報告を本審議会の報告とさせていただくことになっておりますので、ご了解いただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、水質部会を終わりにして、次は25年度公共用水域及び地下水の水質測定、この計画の変更ですね。これも先生でしたかね。すみません、続いてお願いいたします。

**津野委員** それでは、引き続きご説明申し上げます。

平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、知事の諮問により、平成25年2月に環境審議会水質測定計画部会で審議、答申を行い、大阪府が策定されました。しかしながら、その後、公共用水域の測定地点の1つについて、測定地点の変更を余儀なくされましたことから、平成25年度の水質測定計画の変更について、平成25年7月8日に環境審議会水質部会で審議し、同日付で答申しましたので、その決議事項について報告いたします。

資料5-2をごらんください。A3の横長の資料でございます。

平成25年度の公共用水域の水質測定計画における測定地点の変更について概要をご説明申し上げます。

西日本旅客鉄道株式会社赤川鉄橋地点、これが水質測定地点になっておりましたが、これにつきまして昭和48年度から環境基準点として測定計画に位置づけ、近畿地方整備局が約40年間測定してきましたが、平成25年10月の人道橋の閉鎖、撤去に伴い、橋の上からの採水ができなくなりました。このことから、測定地点の変更を行うものであります。

新たな測定地点の選定に当たりまして、基本的な考え方につきましては資料中ほどの四角囲みの3つでございます。まず1つ目は、データの継続性の観点

から、赤川鉄橋地点と距離ができるだけ近く、水質も近い地点であること。2つ目は、赤川鉄橋地点の直下流に大阪市水道局などの取水口があることから、水道原水の状況把握のため、赤川鉄橋より上流にあること。3つ目は、試料採取は河川の流心で行うことが原則であることから、橋梁があり、流心での測定が可能な地点であること。以上3点でございます。

これらの考え方から、赤川鉄橋からおよそ1キロメートル上流にある菅原城北大橋を新たな測定地点とすることが最も適切と考えられます。なお、赤川鉄橋と菅原城北大橋において並行測定を実施しておりましたが、ほぼ同じ水質であることを確認しております。

部会における審議の結果、資料5-3のとおり、平成25年10月から測定地点を変更することとし、平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の変更につきまして承認いたしましたところでございます。

以上でございます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

そういう事情でと私が言うんでしょうか、いろいろ計測していただきながら、そういう事情で変更しますよということなので、問題ないかと思いますが、よろしいでしょうか。

これについても部会で決議したものを本審議会の決議ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に参ります。次は基金活用事業の審査結果でございますが、これは石川委員でしたかね。よろしくお願ひいたします。

**石川委員**      環境・みどり活動促進部会の石川でございます。

それでは、報告させていただきます。

5月13日に開催された大阪府環境審議会以降、6月6日、7月19日、9月6日と3回部会を開催し、みどりづくり推進事業、環境保全活動補助金事業、一園一室木のぬくもり推進モデル事業及びおおさか環境賞の審査を行うとともに、基金を活用した事業について審議しましたので、報告させていただきます。

まず、みどりづくり推進事業の審査結果について報告します。

みどりづくり推進事業は、大阪府みどりの基金を活用し、地域住民などの協働による樹木の植栽や園庭の芝生化などの緑化活動に補助を行う事業です。1

次募集で申請のあった2件については第1回部会において、また2次募集で申請のあった2件については第3回部会において、適切な維持管理計画や体制ができているかなど、5つの審査基準に基づき審査を行いました。審査については、各委員の評価点の合計点数の平均点により事業の順位づけを行いました。また、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採択しないものとなりました。

審査の結果、1次募集分、2次募集分とも、申請のあった事業計画の内容は評価点の下限値以上であり、枚方の春日丘幼稚園など4件について補助することが適当と認めました。

続いて、環境保全活動補助金事業の審査結果について報告します。

環境保全活動補助金事業は、大阪府環境保全基金を活用し、民間団体の豊かな環境の保全や創造に資する自主的な活動を支援するため、民間の団体が実施する環境保全などの事業に補助を行う事業です。募集で申請のあった10件について、府の環境保全・創造への寄与が認められるかなど、4つの審査基準に基づき審査を行いました。審査については、各委員の評価点の合計点数の平均点により事業の順位づけを行いました。なお、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採択しないものとなりました。

審査の結果、10件のうち1件は評価点の下限値に満たず、その他の9件については評価点の下限値以上であり、表のとおり9件の実践、教育、啓発事業について補助することが適当と認めました。

次に、一園一室木のぬくもり推進モデル事業の審査結果について報告します。

一園一室木のぬくもり推進モデル事業は、保育所の子供たちの保育や教育活動に活用する一室以上において、床や壁など、内装木質化工事に要する経費に助成を行う事業です。応募のあった13件について、府内材の木材であるおおさか材の良さを広く普及するための取組みが計画されているかなど、6つの審査基準に基づき審査を行いました。審査については、各委員の評価点の合計点数の平均点により事業の順位づけを行いました。なお、評価点の下限値を定め、その点数に満たないものは採択しないものとなりました。

審査の結果、申請のあった事業計画の内容は評価点の下限値以上であり、大阪市港区波除学園など、表のとおり13件について補助することが適当と認めま

した。

次に、おおさか環境賞の選考結果について報告します。

おおさか環境賞は、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全または創造に資する活動に取り組んでいる団体の活動を表彰する顕彰制度です。推薦のあった府民活動4件及び事業活動7件の計11件について、地域における活動の推進や貢献が認められるかなど、4つの審査基準に基づき審査を行いました。各審査委員の評価点の平均点による順位づけを踏まえ、大賞、準大賞、特別奨励賞、奨励賞にふさわしいと思われる活動を選考しました。

選考の結果、推薦のあった11件のうち4件は選外とし、7件については表のとおり、大賞には飛鳥川じゃこ取りネットワークと大阪ガスの活動2件が、準大賞にはE～キャンパスの会の活動など3件が、奨励賞には2件が、それぞれの賞にふさわしい活動であるとししました。

最後に、基金を活用した事業について報告します。

おおさか環境賞については、パートナーシップを構築し環境活動を促進するため、新たに協働賞を設ける提案が出され、これに対しては、単なる連携ではなく、協働によって新たな取組みが創出された事例を把握できるような基準を設けるべきといった意見などが出され、今後、事務局が推薦の様式などを見直し、実施していくことになりました。

以上でございます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関しまして、ご質問、あるいはご意見、ございませんでしょうか。幾つかの補助とか、たくさんありましたけれども、何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

幼稚園とか多いのは、当然、これは一園一室木のぬくもりというのは、これは幼稚園とか保育園とか、小さい子供たちにこういうことをするという、環境教育では大切なことかと思えますけど、何かお気づきの点とかございませんか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。じゃ、これについても部会でこういうふうに進めていただいておりますので、本環境審議会の決議ということにさせていただきます

ますので、ご了解ください。ありがとうございました。

それでは次が、循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品の認定、これも認定ですので、部会でどういうふうにしていただいたかということで、これは部会長がいなくて、阪委員でしたか。すみません、よろしく願いいたします。

**阪委員** リサイクル製品認定部会、部会長代理の阪でございます。よろしくお願いいたします。

前回の大阪府環境審議会で報告させていただきました以降、リサイクル製品認定について部会を開催し審議した結果について、私から報告をさせていただきます。

資料 7-1 をごらんください。

平成25年8月15日付で知事から諮問のありました大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づくリサイクル製品の認定案件について、平成25年度第1回リサイクル製品認定部会を平成25年9月2日に開催し、審議を行いました。

裏面の資料 7-2 をごらんください。

審議対象のリサイクル製品は70製品、このうち初めて申請があったものが7製品、再申請が63製品でございます。再申請の内訳は、3年の認定期間を満了したものが62製品、そして認定期限を少し残して再申請をされたものが1製品でございます。この70製品を用途で分類いたしますと、舗装材が一番多く33、次いで日用品が14、外構・エクステリア資材が6、消火器等が5、タイルブロック及び緑化資材が各4、最後に輸送資材及び床材が各2となります。

審議の結果、諮問のあったリサイクル製品については全て認定することが適当と決議いたしましたことから、大阪府環境審議会条例の規定に基づいて会長名で答申をさせていただきました。

認定製品数につきましては、前回3月1日時点で281製品でございましたところ、認定期間満了等による82製品の減少と今回認定を受けました70製品の増加があり、前回と比べ12少ない269製品になります。次ページの資料 7-3 に諮問のありました製品をお示ししております。

以上でリサイクル製品認定部会の報告を終わらせていただきます。

**奥野会長** ありがとうございました。

毎年これはあるんですけど、今年は70だということですが、何かご質問、あるいはご指摘、ご意見、ございませんでしょうか。

この認定を受けると、何かマークというか、何かでしたか。別に何かこれで補助をもらえるわけではないんですよ。

**阪委員** なにわエコ良品というリサイクル製品認定マークを使用できるものです。

**奥野会長** そういうのをやってもいいよということですよ。そういう事業になっております。よろしいでしょうか。

大阪府の事業の政策の1つとしてこういうふうにやっていただいているということで、これも先ほどと同じように、部会でこういうふうに決めていただきましたので、形の上では大阪府環境審議会の決議ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、次ですが、毎回出てまいります、温泉法に基づく温泉掘削の許可の状況ですね。これはいつもお願いしています益田委員にお願いします。

**益田委員** 部会長の益田でございます。

では、報告させていただきます。前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成25年8月5日に開催いたしました。その結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料8と、裏面に別紙がございます、それをごらんいただきたいと存じます。

平成25年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請1件及び温泉動力装置許可申請2件につきまして審議いたしました。そのリストは裏面の別紙でございます。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

**奥野会長** ありがとうございます。部会で専門的に検討していただいて、掘削は1件、動力装置をつけるのは2件、大丈夫ですよということでございますが、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、部会でそういうふうに決めていただきましたので、これについても我々の審議会で決議したことにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは続きまして、大規模災害に備えた大阪府化学物質管理制度の見直しについてということで、これは事務局ですね。すみません、よろしく願います。

**水丸環境保全課長** 環境管理室環境保全課長の水丸でございます。

報告事項8の大規模災害に備えた大阪府化学物質管理制度の見直しについてご説明をさせていただきます。

資料9をごらんください。まず、この資料の左側には、現在の大阪府化学物質管理制度の概要をお示ししております。

国内で流通している化学物質の数は数万種類と言われておりますが、化学物質による環境リスクを低減させるためには、各々の事業者が化学物質の有害性や環境への排出状況を把握し、自主的な管理を促進することが効果的であるということから、法律や府条例で化学物質の管理制度が設けられております。

国におきましては、平成13年4月から化学物質排出管理促進法、いわゆるP R T R法を施行し、現在では対象化学物質462物質について、排出量や移動量の届出制度が適用されております。

また、大阪府では平成19年3月に生活環境保全条例を改正いたしまして、化学物質管理制度を導入しております。この中で取扱量の届出や管理計画書等の提出を義務化しており、P R T R法と条例を組み合わせる総合的な管理制度を運用しております。このような府の化学物質管理制度のガイドラインとして、条例に基づき化学物質適正管理指針を定めております。この指針では左側の下の枠内にあります4つの事項を規定しておりますが、平常時や事業所内での事故等の緊急時における漏えい防止措置については定めておりますが、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害時への対応については十分に定めていないという状況でございます。

資料右上の課題の欄をごらんください。

一昨年3月に発生いたしました東日本大震災では、こういった化学物質の關係で申しますと、フッ化水素酸や六価クロムなどの有害な化学物質の流出が確認されております。さらには、東京都内で有害な化学物質の蒸気を吸引し死亡する事故も発生しております。

これを府の状況に置きかえて考えますと、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生の確率が高まっているということがまずございます。また、そういった災害によって甚大な被害が見込まれております。また、大阪では工場、事業場と住宅地域が混在、密集しておりますので、有害物質が流出した場合、住民の健康被害や環境汚染がより一層懸念される状況にございます。そこで、昨年度に、専門家の意見を聞きながら、東日本大震災の被災地域におけます化学物質の流出等の発生状況ですとか有効な対策例などの調査を行い、導入、強化すべきハード面やソフト面の対策の取りまとめを行いました。

右側中段の大阪府化学物質管理制度の見直し方針は、この成果、昨年度の調査を踏まえまして、指針に大規模災害が発生した場合の環境リスクの低減に関する事項を追加し、事業者による自主的な管理の強化を図るものでございます。

指針の見直しの内容といたしましては、まず、事業者が行うべき事項といたしまして、この中の上の枠でございますけれども、①の事業者が自ら環境リスクを把握し、対策の優先度を決定すること。それから②のそういった環境リスク、それから対策の優先度の検討結果に従い、取り扱う物質や施設に応じてリスク低減の方策を講じることを追加いたします。また、事業者の参考にしていただけるよう、③にございます平成24年度に府が調査、検討し取りまとめたりリスク低減のための具体的方策を大まかな施設の種類ごとに示すということでございます。

次に、この枠から下にちょっと矢印が出ておりますが、指針を改正した後、事業者の皆様には個々の事業所の実態に応じた対応策を検討していただきますとともに、化学物質管理計画書にその内容を追加記載し、届出をしていただくこととなります。なお、この計画書の届出対象は従業員が50人以上の事業所となっております。現在、約600の事業所から計画書の提出をしていただいております。

次に、改正のスケジュールでございますが、10月18日から11月18日までパブ

リックコメントを実施いたしましたして、現在、提出された意見に対する府の考え方や改正案の修正の要否を整理しているところでございます。できるだけ早急に整理をいたしまして、今月中に改正をしていきたいと考えております。改正後は、事業者に対して説明会等で周知いたしますとともに、指針に沿った対応が適切に行われるよう、市町村などとも連携して事業者に対して指導、助言等を行ってまいりたいと考えております。

最後に、右側の一番下でございます市町村消防部局への情報提供でございますが、今回の指針の改正を契機に、大規模災害時の二次災害の拡大の防止、それから消防活動をより安全なものにするため、事業所で取り扱う化学物質に関する情報を定期的に提供することとしております。また、本制度の見直しの内容が府の地域防災計画の改定に反映されますよう、関係部局と調整しているところでございます。

以上で大規模災害に備えた化学物質管理制度の見直しの説明を終わります。

**奥野会長**      ありがとうございます。

ただいまの説明、報告に関しまして、何かご質問、あるいはご指摘、ございませんでしょうか。

50人以上の会社と先ほどおっしゃったけど、そういうのは従来からそういうあれなんですか。私はあんまりよくわからない、私が聞いたらいけないのかしら。

**水丸環境保全課長**      平成19年3月に条例を改正いたしましたして、その後、管理指針も策定いたしましたして、たしか平成20年度か21年度からだったかと思っておりますけれども、事業者さんから化学物質の管理計画書を提出していただいております。その対象を条例で50人以上の事業所としております。今現在、提出いただいているのが約600事業所ということでございます。

**奥野会長**      多いのか少ないのか、私はわからないですけど、600社ということで、府が把握してそういうふうに届けて、南海トラフが話題になっていますので、それに応じてこういうこともということですかね。

何かご指摘ございませんか。よろしいでしょうか。

**藤原委員**      先ほど会長がおっしゃられました50人以上の企業という、その50人という基準はどういう根拠があって50人ということになっているんですか。

**奥野会長** 50人というのはどこで決めていらっしゃるんですかという、ごめんなさい、僕が聞きちゃったから。基本的な疑問だと思います。

**水丸環境保全課長** お答えいたします。

まず、P R T R法、国の法律で排出量等の届出をするという義務がかかっておりますのが、化学物質の取扱量と、それから事業所の規模として21人以上というのがまずございます。それに対して、21人以上のところ全てに適正な管理はしていただくんですが、管理計画の届出までをしていただくとなると、それはちょっと21人以上のところ全てになりますと非常に数も多くて、また事業所さんに労力をかける、負担をかけるということもございますので、それよりは大きい規模で50人ということで、18年度にこの審議会の中で部会をつくってご検討いただきまして、その中でそういう整理をしていただいております。

**奥野会長** ということらしいですけど、よろしいですか。

私の疑問は、なぜここへ量を書かなかったのかなと思ったんです、人ではなくて。ただ、それは相関があるんでしょうね、多分そういうことなのでしょうね。普通だったら両方書きますよね。取り扱っている量というのが法律だろうなど私は思ったんですけど、そういうことですね。

**水丸環境保全課長** ここでまず対象になりますのが、P R T R法、それから条例も含めて、対象になります化学物質を一定量以上取り扱っているということがまず前提にありまして、そういう中で従業員数50人以上の事業所ということなんです。

**奥野会長** 一言あったら私、質問しなかったかもしれない、ごめんなさい。

**水丸環境保全課長** すみません、ちょっと説明が不足しておりまして、申しわけございませんでした。

**奥野会長** それが前提だということ、了解します。

ほかにご覧いませんか。

**坂東委員** 化学物質を扱う人間として、この有害化学物質、ここで言うおられる管理制度というときにちょっと心配なのは、1個1個単体として、例えば流出のような事故が起こったときの管理を考えておられると思うんですが、これは今ここで想定されている巨大地震などの大規模災害時というときに、そういうものの貯蔵されているところで漏れ出たものが混ざった時に起こる危険と

いうことを、今ここではリスクとして、そこまで踏み込んだ判断をされているかどうか。そういうものが比較的近い範囲にあるという情報も含めて、最終的には地区への、あるいはその事業所への情報提供ということも踏み込んでそういうことをされるご予定かどうかというのは、非常にリスク管理という意味では大事ではないかと思うんですが、その辺はどういうふうに扱っておられるんでしょうか。

**水丸環境保全課長** まず、単一の物質だけではなくて混合した場合のリスクといますか、混合して何か反応した場合のリスクということだと思えますけれども、そういったことも含めて、まず事業所の方でリスクの把握なり検討をしていただくということも、この指針の中で規定することとしております。

ただ、その事業所の中のことであれば当然把握できるんですけども、それ以外、周辺のことになりますと、ちょっとそこは情報の管理の問題もございまして、そこは行政と相談しながらということになっていこうかと思えます。

**奥野会長** よろしいですか。

**坂東委員** はい。

**奥野会長** 大規模ですから、そういうことも十分予想されるということで、十分に事業者の皆さんが自主的にこの管理に意欲的になれるような政策といえますか、指導をよろしくお願いしたいと思います。

ここに書きましたところは8まで結構順調に行きまして、あとその他なんですけど、ここはさっきご案内がありましたように、おおさかエネルギーの地産地消、自分のところでやるあれですね。そのプランについてということと、もう1つ、PM2.5と事務局から2つお話しさせていただきたいと思いますが、まず、エネルギーの方。

**石神エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の石神でございます。

お手元にお配りいたしておりますA4版、横長のおおさかエネルギー地産地消推進プラン（素案）につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

冒頭、私どもの部長からありましたように、このプランの素案は、昨年11月の本審議会からいただきました答申に加えまして、本年5月の大阪府市エネルギー戦略会議からの提言をもとに大阪府、大阪市が新たなエネルギー社会の構

案に向け、行政として取り組むべき施策の方向性を取りまとめたものでございます。順に、ポイントのみご説明をさせていただきます。ページ番号は右上に記載しておりますので、ごらんください。

まず、1ページをめくっていただきます。

このプランの策定の背景でございますが、東日本大震災以降のエネルギー政策における自治体の役割の高まりを記載しております。

次に、2ページ目をごらんください。

このプランの位置づけでございますが、このプランは施策の方向性をお示しするもので、具体の事業につきましては毎年予算議論を踏まえまして、このプランとは別にアクションプログラムを作成いたしまして公表していく予定でございます。

3ページをごらんください。

プランの目標と期間でございます。再生可能エネルギーの普及拡大、いわゆる地産を中心に、大都市大阪という地域特性に応じたエネルギーの効率的な使用、地消を目指し、2020年度までに再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制、電力需給の平準化と電力供給の安定化という3つの柱を立て、この3つの柱というのは本審議会での答申の柱立てを踏襲しておりますが、この3つの柱を立てまして目標や取組方針を設定いたしております。

4ページをごらんください。

プランに基づく施策、事業の展開と効果イメージでございます。電力供給量の増加といたしまして、新たに太陽光発電を90万キロワット増加させるなど、トータルで125万キロワット、またこのプランの特色の1つでもございます、創エネだけでなく電力需要の削減もあわせて進めるということにしまして、そのことで創出いたしました25万キロワットを加えまして、トータル150万キロワット以上を創出するというようにしております。

続きまして、5ページ目から7ページ目にかけては各論部分になります。あわせてご説明をさせていただきます。

この3つの柱ごとの取組方針を掲げておりまして、詳細につきましては省略させていただきますが、本審議会での答申の中でも示されております施策メニュー、例えば5ページにあります太陽光発電の導入支援としての屋根貸し事業

者マッチングとか、あるいは6ページにございます省エネ関連情報の収集、分析、発信などについて記載をさせていただいております。

続きまして、8ページをごらんください。

このプランの効果的な推進体制といたしまして、おおさかスマートエネルギー協議会、いわゆるステークホルダー会議とおおさかスマートエネルギーセンター、これはともに今年度設置いたしました。互いに連携、協力しつつ取り組みを進めていくこととしております。

9ページ、10ページは用語解説でありますので、省略をさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールについてであります。現時点で必要な修正を加えまして、来月、本年12月からパブリックコメントを実施いたしました後、来年2月に開会される府議会でのご意見等を踏まえまして、今年度末までに策定する予定といたしております。委員の先生方におかれましても、何かお気づきの点がございましたら、ぜひエネルギー政策課までご意見をいただければと存じます。また、プランを策定した後には改めてご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**奥野会長** ありがとうございます。後でもいいということですが、今もしお気づきの点で、何かご指摘、あるいはご質問、ご要望の方がいいかもしれません、これからするということですので。ございますか。よろしいでしょうか。ちょっと今見て、すぐ言えというのは難しいのかもしれませんが。

大阪府の場合、自然エネルギーで使えるものは非常に限られているので、難しいところもあると思うんですけれども、そこでいろいろ頑張りましょうということですので。よろしいでしょうか。

**前田委員** プランの効果的な推進体制ということで、理念としてはいいと思うんですけれども、大阪府として財政は厳しいんですけれども、そういうインセンティブを何か検討していくご用意はあるかどうかだけ。

**奥野会長** いかがですか。

**石神エネルギー政策課長** 今先生ご指摘いただきましたように、非常に財政が厳しい状況であります。できるだけ予算を効率的に使用いたしまして、効果が発揮できるような事業に特化して推進していきたいと考えております。

**奥野会長**      じゃ、よろしくお願ひします。私は限定的と言ったけど、これは太陽光ですよ。そうすると、やっぱりいろんなドイツとかがやっているような、今先生ご指摘したようなことがなかったら、なかなか広がらないやろうなど。私が補足していますが、そういうことだと思いますが。

じゃ、もう1つ、PM2.5の話を最初にお話しになっていますが、これは事務局、よろしくお願ひします。

**水丸環境保全課長**      環境保全課長、水丸でございます。

PM2.5について5月の審議会で報告させていただきましたが、その後の動向ですとか府の取組みについてご報告させていただきます。

**奥野会長**      資料はないんですね。

**水丸環境保全課長**      資料はございません。また冒頭、部長が挨拶でちょっと説明されましたので、重複する部分もございしますが、お聞きいただければと思います。

まず、PM2.5の濃度の状況についてでございますが、3月から注意喚起を始めておりますが、これまでのところ注意喚起に至る濃度と申しますか、早朝の3時間で $85 \mu\text{g} / \text{m}^3$ とか、そういった状況には至っておりません。また、10月始めごろから北京など中国東北部で大気汚染が深刻化したと報じられておりますが、これまでのところ、府域ではこれが原因と考えられるような濃度上昇は見られていないという状況でございます。

次に、高濃度になった場合の注意喚起についてでございますが、11月から秋の黄砂の時期に入り、これから春にかけて濃度が高くなりやすい時期になるということで、10月中旬から庁内関係課や市町村を通じまして防災情報メールの登録や行動の目安の点検についての周知を行いますとともに、10月31日には防災情報メールでお知らせを配信したところでございます。

また、環境省は今月13日に専門家会合を開催されまして、注意喚起のための判断方法の見直しを行うという方向でございます。具体的には専門家会議の資料では、これまでの午前5時から7時までの3時間平均濃度が $85 \mu\text{g} / \text{m}^3$ を超えた場合に加えまして、午後からの活動に備えての注意喚起ということで、午前5時から12時までの8時間平均濃度が $80 \mu\text{g} / \text{m}^3$ を超えた場合に行うとのことでございます。

府といたしましては、国の指針が改定されると考えておりますので、新たな指針に基づきまして早朝と昼の2段階での判断により注意喚起を行う体制をとる準備をしております。現在、環境省の方から正式に決定次第、運用を開始する予定をしております。また、府独自で運用しております大阪管区気象台から黄砂情報が発表された場合の情報発信についても、始めることにして以降、黄砂情報がまだ気象台の方から発表されておられませんので、実績はまだございませんが、引き続き行ってまいります。

次に、注意喚起のベースとなります常時監視についてでございますが、大気環境のより一層質の高い測定データの把握、蓄積を図りますため、今年度、茨木市、豊能町、それから阪南市にございます府が管理する一般環境測定局3局で先月21日から監視を開始しております。現在、府管理局20局と政令市8市の計27局、計47局で常時監視を実施している状況でございます。3局増設したことにより、新たに国が定めます指針に基づく注意喚起をさらに高い制度での確に行うことができると考えております。

今後とも、府民の安全・安心を確保するため、より一層的確な注意喚起の運用や測定局の整備に努めてまいりますので、委員の先生方には今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

**奥野会長** ありがとうございます。PM2.5のことに対して行政の今の状況、大阪府の状況ですが、何かお気づきの点、あるいはご指摘したいこと、ございませんか。よろしいでしょうか。

ちょっと会長としては、この報告をするんだったら資料を出してもえませんかという。やっぱり皆さんに知っていただくんだったら、この次はぜひPM2.5の大阪府域の状況は、実はこうですというのは出してもらいたいと思いますので、皆さん「うん」と言っているのです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**水丸環境保全課長** 次回、状況の資料を出して説明するようにさせていただきます。

**奥野会長** そうですね。できたらそうしてほしいと思ひますが、よろしくお願ひします。

一応、本日本日予定しておりました、心配しておりましたけど、大体時間内にちようど終わりました、私のところが終わりましたので、事務局にお返しします。

どうも皆さん、ご協力ありがとうございました。

事務局、よろしく申し上げます。

**司会**      ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境政策監の角から挨拶申し上げます。

**角環境政策監**      環境政策監の角でございます。

本日は長時間にわたりまして、多岐にわたる事項につきまして熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。本日は、大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策につきまして審議会からご答申を頂戴いたしました。今後、いただきました答申につきましては、2月議会におきまして大阪府生活環境保全条例を改正するというところで手続を進めていく予定でございます。引き続きましてご支援、ご協力賜りますようによろしく願いをいたします。

それから、部会報告、部会の決議によりまして本審議会の決議とさせていただいた事項につきましても、もう既に取り組んでおるものもございしますが、この決議に基づきまして施策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。そのほか、頂戴いたしました貴重なご意見、ご提言につきましても環境行政に反映させていきたいと考えております。

また、最後にPM2.5の資料ということで会長からご意見ございました。先ほど説明させていただきました内容につきましては別途資料を整理というか、もう既にありますので、この後に送付をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後になりますが、今後ともご指導いただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

**奥野会長**      ありがとうございました。それでは、これで審議会を終わります。

ご苦労さまでした。

**司会**      本日予定をしておりましたものは以上でございます。

繰り返しになりまして恐縮でございますけれども、委員、幹事の皆様には出席確認票だけ机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いをいたします。

そうしましたら、本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうも

ありがとうございました。

— 了 —